

関係団体の長様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の
規格基準の一部を改正する件について(通知)

このことについて、令和2年6月18日付け生食発0618第1号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配慮願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 添加物関係

ジフェノコナゾールについて、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)別表第1に追加された。

併せて法第13条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。)において、ジフェノコナゾールについて添加物の規格基準が設定され、イソアルファー苦味酸等9つの添加物について添加物の成分規格が設定され、及びアセト酢酸エチルについて添加物の成分規格が改正された。

それらに伴い、規格基準告示の「C. 試薬・試液等」が改正された。

(2) 残留基準値関係

法第13条第1項の規定に基づき、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考
イミノクタジン	殺菌剤	農薬
ジフェノコナゾール	殺菌剤	農薬
チフルザミド	殺菌剤	農薬
ペルメトリン	殺虫剤	農薬及び動物用医薬品
ベンチアバリカルブイソプロピル	殺菌剤	農薬
メチルテトラプロール	殺菌剤	農薬

2 施行期日又は適用期日

(1) 省令関係

公布の日から施行される。

(2) 規格基準告示関係

ア 告示の日から適用される。

ただし、別添通知中に記載の残留基準値（基準値を引き下げる品目及び農産物で試験に供する検体が改正されたもの）については、告示の日から6月を経過した日から適用される。

イ 告示の日から起算して1年を経過する日以前に製造され、加工され、又は輸入されるイソアルファー苦味酸等成分規格が設定された9つの添加物については、規格基準告示による改正後の規定は適用されない。

ウ 告示の日から起算して1年を経過する日以前に製造され、加工され、又は輸入されるアセト酢酸エチルについては、なお従前の例によることができる。

3 運用上の注意

別添通知の別紙において、残留基準値の欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

4 その他

規格基準告示による改正後のジフェノコナゾールの使用基準は、「ジフェノコナゾールはばれいしょ以外の食品に使用してはならず、ジフェノコナゾールとして、ばれいしょ1kgにつき0.004gを超えて残存しないように使用しなければならないもの」であること。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係

（課長）吉田 徹也 （担当）小池 允雅

電話 026-235-7155 (直通)

F A X 026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp



生食発0618第1号
令和2年6月18日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿



厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第130号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第238号）が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 添加物関係

(1) 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、ジフェノコナゾールを省令別表第1に追加したこと。

(2) 規格基準告示関係

法第13条第1項の規定に基づき、ジフェノコナゾールについて添加物の規格基準を設定したこと。また、同項の規定に基づき、イソアルファー苦味酸、高級脂肪酸（カプリル酸）、高級脂肪酸（カプリン酸）、高級脂肪酸（ステアリン酸）、高級脂肪酸（パルミチン酸）、高級脂肪酸（ベヘニン酸）、高級脂肪酸（ミリスチン酸）、高級脂肪酸（ラウリン酸）及び生石灰について添加物の成分規格を設定し、アセト酢酸エチルについて添加物の成分規格を改正したこと。それらに伴い、C 試薬・試液等の改正を行ったこと。

2 残留基準値関係

規格基準告示関係

法第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬イミノクタジン、農薬ジフェノコナゾール、農薬チフルザミド、農薬及び動物用医薬品ペルメトリン、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル並びに農薬メチルテトラプロールについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

第2 施行期日又は適用期日

1 省令関係

公布の日から施行するものであること。

2 規格基準告示関係

- (1) 告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品中の農薬等の残留基準値は、告示の日から起算して6月を経過した日から適用すること。
- (2) 告示の日から起算して1年を経過する日以前に製造され、加工され、又は輸入されるイソアルファー苦味酸、高級脂肪酸（カプリル酸）、高級脂肪酸（カプリン酸）、高級脂肪酸（ステアリン酸）、高級脂肪酸（パルミチン酸）、高級脂肪酸（ベヘニン酸）、高級脂肪酸（ミリスチン酸）、高級脂肪酸（ラウリン酸）及び生石灰については、規格基準告示による改正後の規定は適用しないこと。
- (3) 告示の日から起算して1年を経過する日以前に製造され、加工され、又は輸入されるアセト酢酸エチルについては、なお従前の例によることができること。

農薬等	食品
イミノクタジン	<p>米（玄米をいう。）、小麦、とうもろこし、そば、小豆類、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、こんにゃくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、みかん（外果皮を含む。）、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイー、キウイー（果皮を含む。）、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ及びその他のハーブ</p>
ジフェノコナゾール	<p>すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）</p>
チフルザミド	<p>ばれいしょ及びてんさい</p>

農薬等	食品
ペルメトリン	米（玄米をいう。）、えんどう、そら豆、その他の豆類、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、クレソン、芽キャベツ、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、パースニップ、パセリ、みつば、その他のせり科野菜、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、その他のうり科野菜、たけのこ、しょうが、未成熟いんげん、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、かき、バナナ、キウイー、キウイー（果皮を含む。）、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ごまの種子、べにばなの種子、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、くるみ、カカオ豆、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
ベンチアバリカルブイソプロピル	ばれいしょ、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん及びみかん（外果皮を含む。）

第3 運用上の注意

1 添加物関係

(1) 使用基準関係

ア. ジフェノコナゾールの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

イ. ジフェノコナゾールについて使用基準を設定した食品はばれいしょであり、当該食品については、泥を水で軽く洗い落としたものに適用するものとする。

(2) 食品中の分析法について

ジフェノコナゾールの食品中の分析法については、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全全部長通知）を参照されたいこと。

2 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。
- (2) 今回残留基準値を設定するイミノクタジンとは、イミノクタジン、イミノクタジンアルベシル酸塩をイミノクタジンに換算したものと及びイミノクタジン酢酸塩をイミノクタジンに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあつてはジフェノコナゾールのみとし、畜産物にあつてはジフェノコナゾール及び代謝物D【1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノール】をジフェノコナゾールに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定するチフルザミドとは、チフルザミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定するペルメトリンとは、*cis*-ペルメトリン及び*trans*-ペルメトリンの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 「大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているペルメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「大豆油」として残留基準値を設定すること。
- (7) 「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているペルメトリンの残留基準値については、基準を統合して「ひまわり油」として残留基準値を設定すること。
- (8) 「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サ

ラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」に設定されているペルメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「綿実油」として残留基準値を設定すること。

(9) 「乾燥させたその他のスパイス」に設定されているペルメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「乾燥させたその他のスパイス」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認すること。

(10) 今回残留基準値を設定するベンチアバリカルブイソプロピルとは、ベンチアバリカルブイソプロピルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

(11) 今回残留基準値を設定するメチルテトラプロールとは、メチルテトラプロールのみとすること。

3 その他

法に基づく食品中の農薬等の残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬メチルテトラプロールに係る新規農薬登録並びに農薬イミノクタジン、農薬及び動物用医薬品ペルメトリン並びに農薬ベンチアバリカルブイソプロピルに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬イミノクタジン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後）	残留基準値 （改正前）
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	● 0.03	0.05
小麦	● 0.09	0.1
大麦	○ 1	0.02
ライ麦	○ 1	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	○ 1	0.02
大豆	0.03	0.03
小豆類	● 0.02	0.05
えんどう	0.05	0.05
そら豆	0.05	0.05
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.05	0.05
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02
こんにゃくいも	●	0.02
その他のいも類	●	0.02
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	●	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.1
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.03
キャベツ	○ 0.3	0.03
芽キャベツ	●	0.03
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜	●	0.1
ごぼう	●	0.05

農薬イミノクタジン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 0.5	0.1
その他のきく科野菜	●	0.1
たまねぎ	● 0.05	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.04	0.1
にんにく	0.1	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	○ 0.5	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜	● 0.05	0.1
にんじん	0.05	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	0.3	0.3
ピーマン	●	0.02
なす	0.3	0.3
その他のなす科野菜	●	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.2	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか	/	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.2	/
メロン類果実	/	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	2	/
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜	○ 0.5	0.3
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02

農薬イミノクタジン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	0.1	0.1
みかん	/	0.2
みかん（外果皮を含む。）	2	/
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	○ 2	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 2	1
グレープフルーツ	○ 2	1
ライム	○ 2	1
その他のかんきつ類果実	○ 2	1
りんご	○ 0.9	0.3
日本なし	○ 0.7	0.5
西洋なし	○ 0.7	0.5
マルメロ	● 0.1	0.3
びわ	/	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2	/
もも	/	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	2	/
ネクタリン	○ 0.4	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.6	0.5
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.6	0.5
うめ	○ 0.6	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	○ 4	2
いちご	0.5	0.5
ラズベリー	●	0.5
ブラックベリー	●	0.5
ブルーベリー	●	0.5
クランベリー	●	0.5
ハックルベリー	●	0.5
その他のベリー類果実	●	0.5
ぶどう	○ 0.9	0.5
かき	0.3	0.3
バナナ	●	0.3
キウイ	/	0.2
キウイ（果皮を含む。）	5	/
パパイヤ	●	0.3
アボカド	●	0.3
パイナップル	●	0.3

農薬イミノクタジン (続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
グアバ	●	0.3
マンゴー	○ 1	0.3
パッションフルーツ	●	0.3
なつめやし	●	0.5
その他の果実	● 0.3	0.5
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード	●	0.02
ぎんなん	●	0.1
くり	0.1	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類	●	0.1
茶	○ 10	1
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス	○ 10	1
その他のハーブ	●	0.1

農薬ジフェノコナゾール (殺菌剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	0.2	0.2
小麦	0.1	0.1
大麦	0.1	0.1
とうもろこし	0.01	0.01
大豆	○ 0.2	0.1
小豆類	○ 0.2	0.05
えんどう	0.2	0.2
そら豆	○ 0.2	0.05
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	○ 4	0.2

農薬ジフェノコナゾール (続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
てんさい	0.3	0.3
西洋わさび	0.4	0.4
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	2	2
サルシフィー	0.4	0.4
アーティチョーク	2	2
チコリ	0.08	0.08
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2
その他のきく科野菜	0.6	0.6
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ (リーキを含む。)	6	6
にんにく	0.2	0.2
アスパラガス	0.5	0.5
その他のゆり科野菜	9	9
にんじん	○ 0.5	0.2
パセリ	25	25
セロリ	10	10
その他のせり科野菜	0.5	0.5
トマト	0.6	0.6
ピーマン	2	2
なす	0.6	0.6
その他のなす科野菜	1	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	0.7
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.7	0.7
すいか	 	0.1
すいか (果皮を含む。)	0.2	
メロン類果実	 	0.05
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.7	
オクラ	0.6	0.6
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	0.7	0.7
未成熟いんげん	0.7	0.7
その他の野菜	0.7	0.7
みかん (外果皮を含む。)	○ 0.6	
なつみかんの果実全体	0.6	0.6
レモン	0.6	0.6
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.6	0.6

農薬ジフェノコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
グレープフルーツ	0.6	0.6
ライム	0.6	0.6
その他のかんきつ類果実	0.6	0.6
りんご	0.8	0.8
日本なし	0.8	0.8
西洋なし	0.8	0.8
マルメロ	0.8	0.8
びわ		0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	1	
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	1	
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	1	1
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	2	2
ブルーベリー	4	4
ぶどう	4	4
かき	○ 0.8	0.7
バナナ	0.1	0.1
パパイヤ	0.2	0.2
アボカド	0.6	0.6
マンゴー	0.07	0.07
パッションフルーツ	0.05	0.05
その他の果実	2	2
ひまわりの種子	0.02	0.02
ごまの種子	0.1	0.1
なたね	0.2	0.2
その他のオイルシード	0.1	0.1
ぎんなん	0.03	0.03
くり	0.03	0.03
ペカン	0.03	0.03
アーモンド	0.03	0.03
くるみ	0.03	0.03
その他のナッツ類	0.03	0.03
茶	15	15
コーヒー豆	0.01	0.01
その他のスパイス	0.6	0.6
その他のハーブ	35	35

農薬ジフェノコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	2	2
豚の肝臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	2
牛の腎臓	2	2
豚の腎臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2
牛の食用部分	2	2
豚の食用部分	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	2
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03
とうがらし（乾燥させたもの）	5	5

農薬チフルザミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	1	1
大豆	0.01	
ばれいしょ	● 0.01	0.05
てんさい	● 0.01	0.05
その他の野菜	1	1
牛の筋肉	○ 0.05	
豚の筋肉	○ 0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	
牛の脂肪	○ 0.4	
豚の脂肪	○ 0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.4	
牛の肝臓	○ 0.2	
豚の肝臓	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	
牛の腎臓	○ 0.2	
豚の腎臓	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	
牛の食用部分	○ 0.2	
豚の食用部分	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	
乳	○ 0.04	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.07	
その他の家きんの脂肪	○ 0.07	
鶏の肝臓	○ 0.03	
その他の家きんの肝臓	○ 0.03	
鶏の腎臓	○ 0.03	
その他の家きんの腎臓	○ 0.03	
鶏の食用部分	○ 0.03	
その他の家きんの食用部分	○ 0.03	
鶏の卵	○ 0.04	
その他の家きんの卵	○ 0.04	
魚介類	1	1

農薬及び動物用医薬品ペルメトリン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	●	2.0
小麦	○ 2	2.0
大麦	○ 2	2.0
ライ麦	○ 2	2.0
とうもろこし	○ 2	2.0
そば	○ 2	2.0
その他の穀類	○ 2	2.0
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.1	0.1
えんどう	●	0.2
そら豆	● 0.1	0.2
らっかせい	0.1	0.1
その他の豆類	● 0.1	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.03	0.2
かんしょ	● 0.02	0.2
やまいも（長いもをいう。）	● 0.01	0.2
こんにやくいも	●	0.2
その他のいも類	●	0.2
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	●	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.5	3.0
かぶ類の根	● 0.5	3.0
かぶ類の葉	○ 15	3.0
西洋わさび	0.5	0.5
クレソン	●	5.0
はくさい	○ 5	5.0
キャベツ	○ 5	5.0
芽キャベツ	● 1	5.0
ケール	○ 20	5.0
こまつな	○ 20	5.0
きょうな	○ 10	3.0
チンゲンサイ	○ 5	3.0
カリフラワー	0.5	0.5
ブロッコリー	○ 2	2.0
その他のあぶらな科野菜	○ 20	3.0
ごぼう	● 1	3.0
サルシフィー	●	3.0
アーティチョーク	● 5	10

農薬及び動物用医薬品ペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
チコリ	●	3.0
エンダイブ	● 0.05	3.0
しゅんぎく	○ 3	3.0
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 20	3.0
その他のきく科野菜	● 2	3.0
たまねぎ	● 0.1	3.0
ねぎ（リーキを含む。）	● 2	3.0
にんにく	● 0.05	3.0
にら	● 0.05	3.0
アスパラガス	○ 3	3.0
わけぎ	● 0.02	3.0
その他のゆり科野菜	● 0.5	3.0
にんじん	0.1	0.1
パースニップ	●	3.0
パセリ	● 0.1	3.0
セロリ	○ 2	2.0
みつば	●	3.0
その他のせり科野菜	●	3.0
トマト	○ 1	1.0
ピーマン	○ 4	3.0
なす	○ 1	1.0
その他のなす科野菜	○ 3	3.0
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろうり	●	3.0
すいか		5.0
すいか（果皮を含む。）	0.7	
メロン類果実		0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	● 2	3.0
ほうれんそう	○ 5	2.0
たけのこ	●	3.0
オクラ	○ 3	3.0
しょうが	● 0.7	3.0
未成熟えんどう	○ 3	3.0
未成熟いんげん	● 1	3.0
えだまめ	○ 3	3.0
マッシュルーム	0.1	0.1
しいたけ	●	3.0

農薬及び動物用医薬品ペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のきのこ類	●	3.0
その他の野菜	○ 3	3.0
みかん	/	0.5
みかん（外果皮を含む。）	3	/
なつみかんの果実全体	○ 5	5.0
レモン	○ 5	5.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 5	5.0
グレープフルーツ	○ 5	5.0
ライム	○ 5	5.0
その他のかんきつ類果実	○ 5	5.0
りんご	○ 2	2.0
日本なし	○ 2	2.0
西洋なし	○ 2	2.0
マルメロ	○ 2	2.0
びわ	/	5.0
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	5	/
もも	/	2.0
もも（果皮及び種子を含む。）	7	/
ネクタリン	○ 2	2.0
あんず（アプリコットを含む。）	○ 2	2.0
すもも（プルーンを含む。）	○ 2	2.0
うめ	○ 5	5.0
おうとう（チェリーを含む。）	○ 7	5.0
いちご	○ 1	1.0
ラズベリー	○ 1	1.0
ブラックベリー	○ 1	1.0
ブルーベリー	● 3	5.0
クランベリー	●	5.0
ハuckleベリー	●	5.0
その他のベリー類果実	○ 2	2.0
ぶどう	○ 8	5.0
かき	● 4	5.0
バナナ	●	5.0
キウイー	/	2.0
キウイー（果皮を含む。）	10	/
パパイヤ	●	5.0
アボカド	○ 5	5.0
パイナップル	●	5.0
グアバ	●	5.0
マンゴー	●	5.0

農薬及び動物用医薬品ペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
パッションフルーツ	●	5.0
なつめやし	●	5.0
その他の果実	○ 5	5.0
ひまわりの種子	○ 1	1.0
ごまの種子	● 2	5.0
べにばなの種子	●	5.0
綿実	0.5	0.5
なたね	0.05	0.05
その他のオイルシード	● 1	5.0
ぎんなん	●	5.0
くり	● 0.03	5.0
ペカン	●	5.0
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	● 0.05	5.0
その他のナッツ類	0.05	0.05
茶	20	20
コーヒー豆	0.05	0.05
カカオ豆	●	0.05
ホップ	50	50
その他のスパイス	○ 15	
その他のハーブ	○ 20	3
牛の筋肉	○ 1	0.4
豚の筋肉	○ 1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 1	0.4
牛の脂肪	1	1
豚の脂肪	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1	1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1

農薬及び動物用医薬品ペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
鶏の脂肪	● 0.1	0.2
その他の家きんの脂肪	● 0.1	0.2
鶏の肝臓	● 0.1	0.3
その他の家きんの肝臓	● 0.1	0.3
鶏の腎臓	● 0.1	0.3
その他の家きんの腎臓	● 0.1	0.3
鶏の食用部分	● 0.1	0.4
その他の家きんの食用部分	● 0.1	0.3
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.1	0.1
小麦粉（全粒粉に限る。）	2	2
小麦粉（全粒粉を除く。）	0.5	0.5
小麦はい芽	2	2
小麦ふすま	5	5
大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	/	0.1
大豆油	0.1	/
ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	/	1
ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	/	1
ひまわり油	1	/
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	/	0.1
綿実油	0.1	/
乾燥させたその他のスパイス	/	0.05

農薬ベンチアバリカルブイソプロピル (殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	0.05	0.05
ばれいしょ	● 0.01	0.02
はくさい	2	2
キャベツ	0.05	0.05
ブロッコリー	1	1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 15	
たまねぎ	0.02	0.02
ねぎ (リーキを含む。)	0.7	0.7
アスパラガス	0.3	0.3
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
トマト	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.3	0.3
すいか	0.05	0.05
メロン類果実		0.05
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.6	
みかん		0.1
みかん (外果皮を含む。)	1	
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
いちご	2	2
ぶどう	2	2
その他の果実	1	1
その他のスパイス	5	5

農薬メチルテトラプロール (殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
てんさい	○ 0.2	
りんご	○ 7	
茶	○ 50	
魚介類	○ 0.05	

脚注

※○：令和2年6月18日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和2年12月18日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにやくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

